

大阪広域環境施設組合毒物劇物取扱要領

制定 令和元年 12 月 23 日

改正 令和 3 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条

この要領は、大阪広域環境施設組合のごみ焼却工場（以下「工場」という）において、毒物劇物の適正管理を継続的に実施するため、工場における管理状況の確認方法について定めるものである。

(管理体制)

第 2 条

大阪広域環境施設組合における毒物劇物の管理に関して、次のとおりの管理体制とする。

- 施設部長は総括的な管理
- 工場長は自工場の管理
- 施設管理課長は各工場の管理状況の確認

(工場での管理)

第 3 条

工場長は、工場における毒物劇物の管理規定に従い、次の項目について、適正に毒物劇物を管理するものとする

- 工場で保有・使用する毒物劇物の種類や性状に関すること
- 毒物劇物の購入・使用・廃棄に関すること
- 毒物劇物等の在庫管理に関すること
- 毒物劇物の貯蔵場所及び貯蔵容器の鍵の管理に関すること
- 毒物劇物の盗難・飛散・漏えい・流出の防止等に関すること

(毒物劇物の管理状況の確認)

第 4 条

工場長は、6 か月につき 1 回以上、別添に定めるチェックリスト（毒物劇物等在庫管理表含む）を活用して、工場における毒物劇物の管理状況を確認し、施設部長及び施設管理課長へ報告するものとする。なお、施設部長及び施設管理課長への報告方法は、別途定めるものとする。

また、施設部長は、必要に応じて、工場現地調査の実施、毒物劇物の管理状況報告及び是正などの指示を行うものとする。

(不適合の対応)

第 5 条

毒物劇物の管理状況を確認するためのチェックリストにおいて不適合となった工場においては、工場長は、不適合の内容・改善方法・改善時期を施設部長及び施設管理課長へ報告するものとする。なお、不適合が是正された時は証跡もあわせて、速やかに報告するものとする。

附則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

工場毒物劇物管理状況チェックリスト

確認欄

管理責任者

番号	項目	判定結果	根拠法令
1. 盗難紛失防止に対する必要な措置			・ 法第11条第1項 ・ 法第22条第5項 ・ 昭和52年3月26日 薬発第313号
	毒物劇物の保管場所は専用の鍵のかかるものとしている。		
	毒物劇物の保管場所は必ず施錠し、鍵ごとの管理を徹底している。		
	毒物劇物の受払記録があり、在庫量の定期点検、使用量の把握をしている。		
2. 飛散・漏れ等に対する必要な措置			・ 法第11条第2項 ・ 法第22条第5項
	毒物劇物を保管する保管庫・棚は、堅固なものとしている。		
	震災対策として毒物劇物が転倒・転落しないような設備を設けている。		
	漏えい・流出による危害が工場敷地外へ及び設備については防液堤を設置している。		
	毒物劇物の保管場所の床面は、地下浸透を防止するような構造になっている。		
	日常使用している毒物劇物の容器や保管設備などに、腐食・亀裂・破損等がないか確認している。		
	現在使用していない毒物劇物の容器や保管設備についても腐食・亀裂・破損等がないか確認している。		
3. 容器被包に所定の表示について			・ 法第12条第1項 ・ 法第22条第5項
	毒物劇物の容器には「医薬用外毒物」（赤地に白字）、「医薬用外劇物」（白地に赤字）の表示が行われている。		
4. 貯蔵陳列場所に所定の表示について			・ 法第12条第3項 ・ 法第22条第5項
	毒物劇物を保管する場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示が行われている。		
5. 届出義務等			・ 法第16条の2 ・ 法第22条第5項
	災害及び事故等の危害が周辺施設に及ぶと判断した場合は直ちに、毒物劇物危害防止規定の緊急連絡体制に基づき、関係機関に通知することを周知している。		
	上記項目における被害拡大を防止するために必要な応急措置を講じなければならないことを周知している。		
	毒物劇物が盗難又は紛失した場合には直ちに警察署に連絡することを周知している。		
6. 適切な廃棄について			・ 法第15条の2
	廃棄する毒物劇物はSDS（安全データシート）で性状確認し、適正に処理している。		
7. 安全データシートの保有			・ 昭和50年11月6日 薬安第80号・薬監第134号
	業務上取り扱う（保有する）毒物劇物のSDSを保有している。		

法：毒物及び劇物取締法

判定結果 : 毒物劇物危害防止規定に適合している。

x : 毒物劇物危害防止規定に不適合である。 - : 該当なし。

「判定結果がx」となった場合、別紙「工場毒物劇物管理状況チェックリストに係る改善表」を作成してください。

工場毒物劇物等在庫管理表

確認日：令和 年 月 日

薬品名	現在庫量 (本)	在庫製造年(一番古いもの) (西暦年月)	年間使用量 (本)	保管適正量 (本)	有効期限
硬度指示薬					開封後1年
硬度第3液					製造後1年
塩化物イオンA					製造後1年
リン酸イオン測定液第1液					製造後1年
硫酸					記載なし
水銀標準液					記載なし
アルカリ第一					製造後1年
アルカリM					製造後1年
アルカリP					製造後1年
硬度1液					開封後1年
塩化物イオンB					製造後1年
リン酸2液					粉末試薬調整後1カ月
リン酸3液					製造後1年
シリカ2					製造後1年
シリカ5					製造後1年
シリカ6					製造後1年
塩化すず					記載なし
水酸化ナトリウム溶液					製造後1年

保管適正量は、年間使用量の3倍とする。

製造後3年を過ぎた薬品は、適正に廃棄するものとする。ただし、使用中薬品は除くものとする。

品名	保管総重量(kg)
水銀(加熱脱塩素化処理装置回収)	